

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

大東市長 逢坂 伸子

市町村名 (市町村コード)	大東市 (272183)
地域名 (地域内農業集落名)	龍間地区 (大字龍間池田地区)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年9月15日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、水稻が主要作物であるが、60代と70代の農業者が全体の約7割であるとともに、後継者が未定の農業者も多く、今後の遊休農地の発生が懸念される。また、農業用水利施設(ポンプ等)の更新を含む維持管理の他、農機具の更新や鳥獣被害に懸案がある。なお、当地区には、専業農家は不在である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

現状の農業者及びその後継者で農地が荒廃しないよう維持していくことを基本としつつ、農地中間管理機構等を活用した意欲ある農業者等の受入も図っていく。また、継続して水稻を主要作物とし、農業用水利施設(ポンプ等)の更新等については、地域において対応方法を検討していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	3.5 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	3.5 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

市街化調整区域内で農業上の利用が行われている農用地等を範囲とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、地域外から認定農業者をはじめとした意欲ある農業者等への農地の集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域で支えきれない農地が出た場合には、貸付希望農地を農地中間管理機構に情報提供する等、地域外から担い手を募る。
(3)基盤整備事業への取組方針
現状、大規模な基盤整備事業は検討しない。ただし、農業用水利施設の老朽化が懸念されており、ポンプ施設や地中の配管等について、更新の方法等を含め、対応策を検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域外の農業者を受け入れた実績があり、今後も市及びJAと連携しながら、効率的かつ安定的な農業経営になっている経営体及びそれを目指している経営体や農業を副業的に営む経営体等の受け入れを検討していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
今後もJA大阪東部への農作業委託を活用する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他
【選択した上記の取組方針】				
イノシシの存在が確認されており、今後の農業への影響が懸念されているため、必要な対策について検討していく。				